

【記載例～仮設店舗の営業届出】



3日前までに届出が必要です。中3日で、土日祝を数えますが、平日執務時間中に提出（郵送の場合は必着）が必要です。

別記様式第14号の2（第14条の2関係）

資料区分	18	受理年月日	5. 節	年	月	日
受理警察署	() 署					

厳守してください。3日前までに届出なければ受理できません。

仮設店舗営業届出書

古物営業法第14条第1項ただし書の規定により仮設店舗における営業の届出をします。

公安委員会ごとに1枚作成します

届出年月日を記載（西暦・和暦可） → 年 月 日

大阪府 公安委員会 殿

↑ 開催場所を管轄する公安委員会を記載

届出者の氏名又は名称及び住所
 大阪府中央区大手前〇番〇号
 株式会社古物 代表取締役 大阪 太郎

許可証番号	6 2 〇 〇 〇 R 0 4 1 2 3 4
許可年月日	3. 昭和 4. 平成 5. 令和 0 4 年 0 9 月 〇 〇 日
氏名 又は名称	(フリガナ) コフモノ (漢字) 株式会社 古物

仮設店舗で営業するには「行商する」の届出が必要です

1	日時	(開催期間、営業時間、開催場所の所在地等を具体的に記載すること。) 5. 令和 0 5 年 0 4 月 0 5 日 から 5. 令和 0 5 年 0 4 月 0 8 日まで 午前 9時30分から 午後 5時00分まで	
	場所	都道 大阪府 大阪市中央 町村 開催場所を管轄する警察署 () 署 大手前3-1-11 大手前ビル1階催事場	
2	日時	5. 令和 年 月 日 から 5. 令和 年 月 日まで 午前 時から 午後 時まで	
	場所	(悪い例) 都道 大阪府 大阪市中央 町村 開催場所を管轄する警察署 () 署 森ノ宮町1丁目付近 ※住所番地が特定できていないので×	
3	日時	5. 令和 年 月 日 から 5. 令和 年 月 日まで 午前 時から 午後 時まで	
	場所	(悪い例) 都道 大阪府 大阪市中央 市区 町村 開催場所を管轄する警察署 () 署 1-1-1 ビッグモール内 ※大規模施設内のフロア等が全く特定できていないので×	
4	日時	5. 令和 年 月 日 から 5. 令和 年 月 日まで 午前 時から 午後 時まで	
	場所	(悪い例) 都道府県 大阪市 市区 町村 開催場所を管轄する警察署 () 署 屋台や車両を用いた仮設店舗で移動しながら営業し、仮設店舗を設ける日時場所が特定できない書きぶりのものは×	

- 記載要領 1 最上段及び太枠右側の細枠内には記載しないこと。
 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

届出は、「仮設店舗を設けようとする場所を管轄する警察署」及び「仮設店舗を設けようとする場所の都道府県に営業所がない場合は、他の都道府県にある営業所を管轄する警察署」のいずれかです。